

戸田市 こども計画

【 概要版 】



～ 地域でつくるこどもが輝くまち とだ ～

令和7年3月
戸田市

計画の概要

計画策定の背景及び趣旨

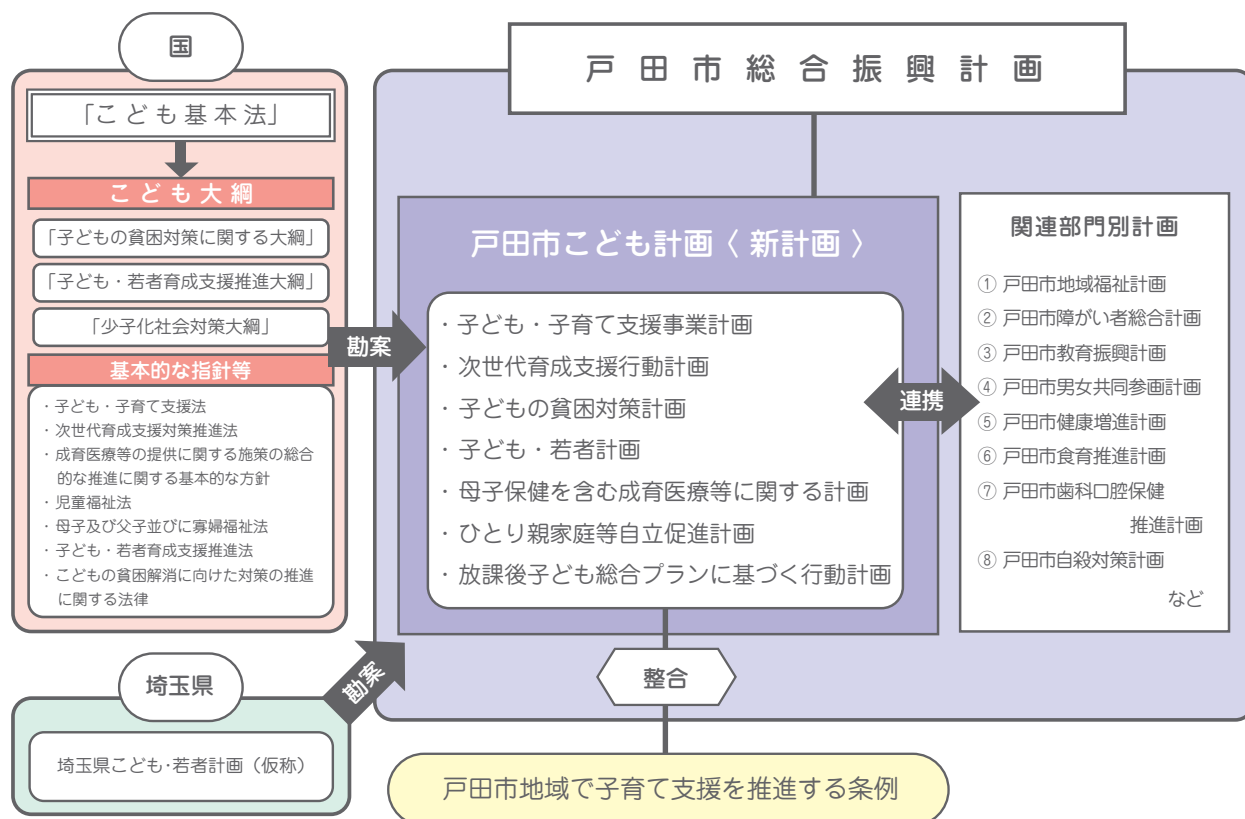
わが国では、現在、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

こうした現状を踏まえ、国では、こどもに関する取り組みや政策をわが国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。同じく令和5年4月から、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための法律として「こども基本法」が施行されました。

本市においては、国のこども大綱やこども基本法を勘案するとともに、令和6年3月に制定された「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の考えを踏まえ、地域全体で子育てを応援し、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、現行計画に新たに少子化対策等の内容を加え、こども施策を総合的に推進するために「戸田市こども計画」を策定します。

位置づけと計画期間

本計画の期間は、法律に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間です。



市の現状と課題

市の現状

0歳から18歳までの人口は、減少傾向にあり、特に「0～5歳」人口の減少が顕著となっています。

(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～5歳	9,200	9,021	8,807	8,131	7,691	7,276	6,942
6～11歳	8,131	8,283	8,383	8,490	8,469	8,354	8,178
12～18歳	8,882	8,833	8,891	8,941	9,007	9,204	9,399

主要課題

課題1

少子化、晩婚化などへの対策

婚姻数や出生数が減少する中、結婚・出産の希望が叶えられない大きな理由として、仕事の問題、経済的事情、適当な相手にめぐり合わないことなどが挙げられています。

課題2

社会問題化しているこどもの犯罪被害、虐待、自殺などへの対策

インターネット利用の低年齢化が進み、こどもの犯罪被害が社会問題となっています。また、児童虐待相談件数、こどもの自殺者数も全国的に増加傾向にあります。

課題3

こども基本法の理念の実現

こども基本法が施行され、法の基本理念にのっとり、こどもの状況に応じた施策を策定、実施することが地方公共団体の責務となりました。

課題4

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

調査結果によると、市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」を望む保護者が5割弱います。

課題5

悩みごと等への支援

調査結果によると、悩みや困りごとについては、「勉強や成績のこと」、「将来のこと」が多くなっています。また、悩みや困りごとがあったときの相談相手について、「相談しない」こどもが約2割います。

課題6

こどもの居場所・遊び場の確保・充実

調査結果によると、8割以上のこどもが、戸田市内で実施しているこどもの居場所について、「どこでやっているか分からない」、「利用していない」と回答しています。

課題7

生活困難世帯に対する支援制度利用の促進

調査結果によると、中央値2分の1未満の方の約半数は、就学援助等の支援制度を利用しているが、制度によって認知されていない制度や手続き、利用しにくいからの理由で利用されていない制度があるため、今後制度及び対象条件や内容等について啓発していくことが求められます。

課題8

ヤングケアラーへの支援に必要な取組

調査結果によると、ヤングケアラー専用の相談窓口や家事支援の整備を強化し、家族や本人が必要な時に手軽に相談できる環境づくりや、小学生、中学生を含むヤングケアラーとその家族が利用しやすい支援サービスを提供することが求められています。

課題9

結婚を希望する人への支援

調査結果によると、約6割の人が、現在、交際しているパートナーがいないと回答しており、交際していない理由については、約5割の人が「出会う機会がないから」と回答しています。

課題10

こどもの居場所の認知度の向上

アンケートの結果や「戸田市子ども会リーダー研修会」での話し合いにおいて、こどもの居場所の認知度が低いという意見があったため、こどもの居場所サイトやネットワークを通じた周知が必要です。

課題 11	こども・子育て支援について 現在も保育士が不足していることから、保育士の確保と定着化を図るとともに、保育の質の維持・向上を図っていく必要があります。
課題 12	学校との連携づくり 幼稚園、保育園と小学校との連携については、更なる連携強化が求められています。
課題 13	こども・若者の育成支援 こども・若者に対して地域での居場所や多様な社会体験、多世代と交流できる場の提供などの充実がより一層求められています。

計画の基本的な考え方

基本理念

地域でつくるこどもが輝くまち とだ

本計画では、令和5年4月施行の「こども基本法」や令和5年12月施行の「こども大綱」をもとに、本市の「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を踏まえ、基本理念は、「地域でつくるこどもが輝くまち とだ」とします。

基本目標

目標1	こどもの権利擁護、意見の反映
目標2	居場所づくり、社会的活動の参画支援
目標3	親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援
目標4	「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
目標5	児童虐待防止・社会的養育の充実
目標6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
目標7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
目標8	結婚・出産の希望実現
目標9	「子育て」と「子育て」の支援
目標10	未来を切り拓くこども・若者の支援
目標11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援
目標12	ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

施策の体系

基本目標		施策の方向	対象時期
Ⅰ ライフステージを通した施策			
1	こどもの権利擁護、意見の反映	(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり (2) こども等が意見を表明する機会の確保	共通
2	居場所づくり、社会的活動の参画支援	(1) こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援 (2) 戸田市放課後児童対策プランの推進 (3) 社会形成への参画支援	
3	親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援	(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 (2) 医療的な配慮が必要な児童への支援	
4	「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	(1) 「こどもの貧困」対策の推進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 障がいなどのあるこどもへの支援 (4) ヤングケアラーへの支援 (5) ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援	
5	児童虐待防止・社会的養育の充実	(1) こどもを虐待から守る地域づくり (2) 社会的養育の充実	
6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	(1) こども・若者の自殺対策 (2) インターネット対策の推進 (3) 青少年の健全育成	
7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	(1) こどもまんなか社会づくりの推進 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実 (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実	
Ⅱ ライフステージ別の施策			
8	結婚・出産の希望実現	(1) 結婚を望む人への支援	青年期
		(2) 不妊・不育症に悩む人への支援	妊娠期
9	「子育て」と「子育て」の支援	(1) 質の高い幼児教育・保育の充実	乳幼児期
		(2) 子育て・生活の支援	乳幼児期
		(3) 学校教育の充実	学童期
10	未来を切り拓くこども・若者の応援	(1) 若者の職業的自立、就労等支援	青年期
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策			
11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	(1) 分野横断的な支援人材の育成 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	
12	ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進	(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成 (2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進	

子ども・子育て支援事業の充実

幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

(単位：人)

計画年度	利用者区分		① 量の 見込み	②確保提供量				②計	②－①
				特定教育・ 保育施設※	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
令和7年度	1号認定		1,386	223	2,365			2,588	1,202
	2号認定	学校教育を希望		2,200			0	2,200	396
		上記以外	1,804						
	3号認定	0歳児	224	285		51	4	340	116
		1歳児	571	549		88	6	643	72
		2歳児	596	636		91	6	733	137
	計		4,581	3,893	2,365	230	16	6,504	1,923



令和11年度	1号認定		1,337	223	2,365			2,588	1,251
	2号認定	学校教育を希望		2,200			0	2,200	459
		上記以外	1,741						
	3号認定	0歳児	230	273		51	4	328	98
		1歳児	655	561		88	6	655	0
		2歳児	699	636		91	6	733	34
	計		4,662	3,893	2,365	230	16	6,504	1,842

※特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量 （内容）	給付を受ける 施設・事業
1号認定こども	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定こども	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定こども	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※ 支給要件（ ）内は、子ども・子育て支援法における規定。

地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

事業名		項目	令和7年度		令和11年度	単位
利用者支援事業	確保提供量	基本型	1		1	か所
		地域子育て相談機関	1		6	
		特定型	1		1	
		こども家庭センター型	1		1	
子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場、わんぱくタイム		量の見込み	39,763		44,766	延べ利用人数：人日
		確保提供量	39,763		44,766	
妊婦健康診査事業		量の見込み	1,230		1,264	人
		確保提供量	1,230		1,264	
こんにちは赤ちゃん訪問事業		量の見込み	1,230		1,264	人
		確保提供量	1,230		1,264	
養育支援訪問事業		量の見込み	1		1	人
		確保提供量	1		1	
ショートステイ事業		量の見込み	60		80	延べ利用人数：人日
		確保提供量	252		252	
トワイライトステイ事業		量の見込み	650		850	延べ利用人数：人日
		確保提供量	2,400		2,400	
ファミリー・サポート・センター事業		量の見込み	2,445		2,957	延べ利用人数：人日
		確保提供量	2,445		2,957	
一時預かり事業（幼稚園型）		量の見込み	28,065		27,081	延べ利用人数：人日
		確保提供量	28,065		27,081	
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	一時保育事業	量の見込み	5,521		5,728	延べ利用人数：人日
		確保提供量	27,840		27,840	
	戸田公園駅前子育て広場一時預かり	確保提供量	1,440		1,440	延べ利用人数：人日
延長保育事業		量の見込み	473		490	延べ利用人数：人
		確保提供量	473		490	
病児・病後児保育事業		量の見込み	201		187	延べ利用人数：人日
		確保提供量	2,880		2,880	
緊急サポートセンター		確保提供量	221		267	延べ利用人数：人日
学童保育室事業		量の見込み	2,045		2,143	人
		確保提供量	2,356		2,356	
妊婦等包括相談支援事業【新規項目】		量の見込み	3,690		3,792	回
		確保提供量	3,690		3,792	
乳児等通園支援事業【新規項目】		量の見込み	-		1,032	延べ利用人数：人日
		確保提供量	-		1,032	
産後ケア事業【新規項目】		量の見込み	2,870		2,949	延べ利用人数：人日
		確保提供量	2,870		2,949	
子育て世帯訪問支援事業【新規項目】		量の見込み	344		344	延べ利用人数：人日
		確保提供量	344		344	
児童育成支援拠点事業【新規項目】		量の見込み	1.5		1.5	人
		確保提供量	-		-	
親子関係形成支援事業【新規項目】		量の見込み	10		9	人
		確保提供量	10		9	

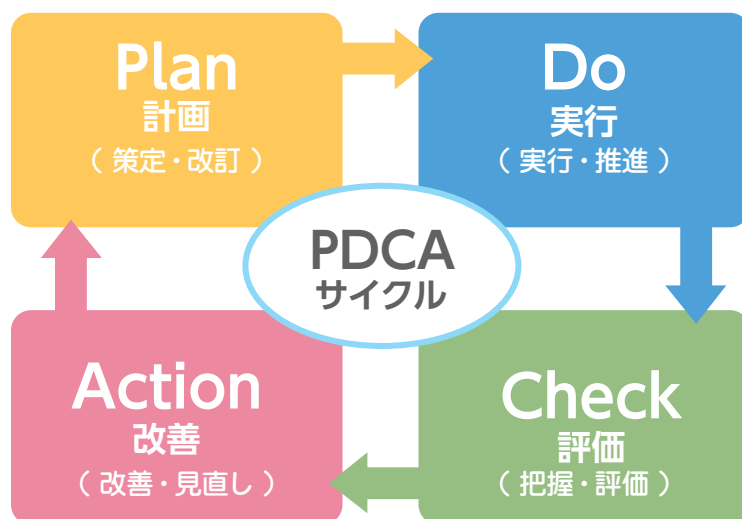
計画の推進

計画の進行管理

5年という短期間で実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルのプロセスに基づき、事業ごとの進行状況を定期的に※「戸田市児童福祉審議会」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

※令和7年10月「戸田市こども・子育て会議」に改組予定。



計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

国・県への要望

こども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、必要に応じ、施策の拡充を国、県に要望していきます。



戸田市こども計画（概要版）

発行年月：令和7年3月

発行：戸田市

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800（代表）

FAX 048-432-8510

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/>